# 合同会社 小樽カナルボート 運送約款

#### 第1章 総則

## (適用範囲)

- 第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定によります。
- 3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応 じたときは、その特約によります。

#### (定義)

- 第2条 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客をいいます。
  - 2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者(小学生(小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。)に就学する児童をいう。以下同じ。)を除く。)をいいます。
- 3 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。
- 4 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が手荷物として自ら携帯して船内に持込む物であって、3辺の長さの和が1メートル以下で、かつ重量が10キログラム以下の物品をいいます。
- 5 この運送約款で「発券所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

# 第2章 運送の引き受け

## (運送の引き受け)

- 第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申し込みの順序により、 旅客及び手回り品の運送契約の申し込みに応じます。
- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約 の申し込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
- (1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合
- (2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合
  - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。)又は新感染症の所見がある者
  - イ 泥酔者、薬品中毒者その他、他の乗船客の迷惑となるおそれのある者
  - ウ 重傷病者又は年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者
- (3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) 運送契約の申し込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

## (手回り品の持込み等)

- 第4条 旅客は手回り品を1個に限り船内に持込むことができます。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当するものであるときはその持ち込みを拒絶することがあります。
- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 鉄砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 生動物
- (4) その他運送に不適当と認められるもの
- 3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当するものである疑いがあるときは 旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

# (運航の中止)

- 第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予 定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路の変更の措置をと ることがあります。
- (1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (4) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
- (5) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
- (6) 旅客が第12条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに 足りる相当な理由がある場合
- (7) 官公署の命令又は要求があった場合

#### 第3章 運賃及び料金

## (運賃及び料金の額等)

- 第6条 旅客及び手回り品の運送の運賃及び料金(以下「運賃及び料金」という。) の額並びにその適用方法については、第2項から第3項までに定めるところに よるほか、別に北海道運輸局長に届け出たところによります。
- 2 大人に同伴されて乗船する小学校に就学していない小児(団体として乗船する者及び 大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。)の運賃及び料金は、無料 とします。
- 3 重量の和が10キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

## (運賃及び料金の収受)

第7条 当社は、発券所又は事前振込において所定の運賃及び料金を収受し、これと 引き換えに発券所で乗船券を発行します。

## (乗船券の効力)

第8条 乗船券は券面記載の通用期間に限り使用することができます。

## (運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第9条 運賃及び料金が変更された場合において、その変更前に当社が発行した乗船 券は、その通用期間に限り、有効とします。

#### (乗船券の紛失)

第10条 旅客が乗船券を紛失したときは、当社は、レシート等で運賃及び料金が収受済みであることが確認できた場合は、1回に限り乗船券を再発行します。

## (払戻し)

- 第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発券所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃及び料金を払い戻します。
  - (1) 旅客が、バーコードをスキャン前の乗船券について、その通用期間内に払い戻しの請求をした場合 券面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。)
  - (2) 当社が第5条の規定による措置をとった場合において旅客が運送契約を解除 し、払戻しの請求をしたとき 券面記載金額
  - (3) 当社が第3条第2項の規定により、運送契約を解除した場合、券面記載金額

#### 第4章 旅客の義務

#### (旅客の禁止行為等)

- 第12条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降 用可動施設の作動装置を操作すること。
  - (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
  - (3) 船舶内において喫煙すること。
  - (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき 装置又は器具を操作し、又は移動すること。
  - (5) みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
  - (6) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
  - (7) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
  - (8) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
  - (9) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
  - (10) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
  - (11) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩 序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じること があります。

#### (手回り品の保管)

第13条 旅客は、船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において、保管しなけれ ばなりません。

# 第5章 賠償責任

## (当社の賠償責任)

第14条 当社は、旅客が船員等の指示に従い、乗船時に乗降施設に達した時から、下 船時に乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合はこれ により生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しま せん。
- (1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合
- (2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合
- 3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、毀損等により生じた損害については、当社又はその使用人に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。
- 4 当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項 又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社はこれを賠償する責任を 負いません。

#### (保険契約)

第15条 当社は、前条第1項(同条第2項において当社が免責される場合を除く。) に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅 客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船 舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭 載人員のうち旅客に係るものをいう。)1人につき、てん補する額の限度額を 1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入してい ます。

## (旅客に対する賠償請求)

第16条 旅客がその故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は当該旅客に対し、その 損害の賠償を求めることがあります。

# (付則)

平成24年4月 2日制定 令和 5年7月 5日改定 令和 6年8月20日改定